



長野県報

1月25日(木)
平成19年
(2007年)
第1832号

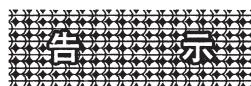
目 次

告 示

森林法に基づく保安林の指定（森林整備課）	2
公共測量の終了（土木政策課）	2
基本測量の終了（2件）（土木政策課）	2
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路課）	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	4

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課）	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（NPO活動推進課）	5
特定調達契約に係る一般競争入札（情報政策課）	5
長野県公債定期償還の抽せん（財政課）	8
農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業規程の変更の承認（農村振興課）	8
建設業法に基づく建設業の許可の取消し（土木政策課）	9
土地区画整理組合理事の就任の届出（都市計画課）	14
開発行為に関する工事の完了（3件）（建築管理課）	14
特定調達契約に係る落札者の決定（県立病院課）	14
一般競争入札（林業振興課）	14
一般競争入札（高校教育課）	15

**長野県告示第26号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成19年1月25日

長野県知事 村井 仁

1 保安林の所在場所

下伊那郡阿智村智里503の70

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林整備課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第27号

佐久市花園土地区画整理組合理事長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年1月25日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（基準点、平板測量）

2 作業期間

平成18年4月17日から平成18年12月28日まで

3 作業地域

佐久市大字岩村田東部の一部の区域

土木政策課

長野県告示第28号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成19年1月25日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

基本測量（高精度三次元測量、電子基準点現地調査作業）

2 作業期間

平成18年8月30日から平成19年1月9日まで

3 作業地域

松本市、東筑摩郡山形村、長野市、千曲市、北佐久郡佐久穂町、小県郡長和町、佐久市、伊那市、木曽郡上松町、駒ヶ根市、下伊那郡阿智村

土木政策課

長野県告示第29号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成19年1月25日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

基本測量（基準点測量、基準点改測作業）

2 作業期間

平成18年10月2日から平成19年1月9日まで

3 作業地域

小諸市

土木政策課

長野県告示第30号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成19年1月25日

長野県知事 村井 仁

道路の種類	路線名	区間
県道	払沢茅野線	茅野市ちの字八日市場3043番の2地先から茅野市ちの字八日市場3076番の3地先まで

道路課

長野県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年2月13日まで、長野県土木部道路課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年1月25日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 152号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市長谷溝口937番の1地先から伊那市長谷溝口1214番地先まで	旧	m 7.0~12.3	km 0.1804
同上	新	8.6~12.3	0.1804

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 駒ヶ根駒ヶ根岳公園線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡宮田村4750番の4地先から上伊那郡宮田村4750番の3地先まで	旧	m 4.0~7.5 4.0~10.0	km 0.1200 0.3000
同上	新	4.0~7.5	0.1200

道路課

長野県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年2月13日まで、長野県土木部道路課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年1月25日

長野県知事 村井 仁

長野県告示第34号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、市役所、町役場に備え置きます。

平成19年1月25日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
小野中村	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた区域	上伊那郡辰野町	小野	上ノ山 " " " 菖蒲沢 林こし 林越	5762番口 5761番 5758番 5748番イ 3680番1 3665番 3660番イ	1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号
諸町 (追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱8号から14号までを順次結んだ線、標柱14号と昭和45年3月23日長野県告示第146号で指定した諸町急傾斜地崩壊危険区域の標柱2号を結んだ線、標柱1号と2号を結んだ線及び標柱1号と右に掲げる地番の土地に存する標柱8号を結んだ線に囲まれた区域	伊那市	西高遠		324番1地先道路敷 325番2 326番1 328番3地先道路敷 328番3 352番1 355番	8号 9号 10号 11号 12号 13号 14号

1 道路の種類 県道

2 路線名 払沢茅野線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市ちの字八日市場3009番の1地先から茅野市ちの字八日市場3079番の3地先まで	旧	m 5.0~6.0	km 0.3300
同上	新	12.0~29.0	0.3300

道路課

長野県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年2月13日まで、長野県土木部道路課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年1月25日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 152号

2 供用を開始する区間

伊那市長谷溝口937番の1地先から伊那市長谷溝口1214番地先まで

3 供用を開始する期日 平成19年1月25日

道路課

長野県知事 村井 仁

砂防課

選告示第2号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成19年1月25日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「ケアハウス なごみ	塩尻市大字宗賀1310-3」を
「ケアハウス なごみ	塩尻市大字宗賀1310-3
社会福祉法人 塩嶺福祉協会 特別養護 老人ホームえんれい	塩尻市大字片丘6778番地1に、 」
「須坂市寿楽園	須坂市大字野辺1335-1を
特別養護老人ホーム 須坂荘	須坂市大字塩野951」
「特別養護老人ホーム 須坂荘	須坂市大字塩野951」に、
「特別養護老人ホーム いで湯の里	下高井郡山ノ内町大字佐野799-2」を
「社会福祉法人 睦会 養護老人ホーム寿 樂園	須坂市大字日滝字寺窪2878番地1 に改める。
特別養護老人ホーム いで湯の里	下高井郡山ノ内町大字佐野799-2」

選挙管理委員会